

# ビザンティン帝国皇帝外人妻への反抗

杉 村 貞 臣

## 序 言

ビザンティン帝国（六一〇—一四五三年）では七一人の皇帝が現われたが、そのうちすくなくとも十九人の皇帝が外国人女性と結婚したといわれている。ここにいう外人妻とは、各皇帝が在位した当時において、そのビザンティン帝国領域の外から迎えた妻をいう。いま帝国皇帝の外人女性との結婚を年代順にあげると、次のとおりである。

- (1) ユスティニアノス二世（再統治七〇五一七一年）||テオドラ（カザル）
- (2) コンスタンティノス五世（七四一—七七五年）||イレネ（カザル）
- (3) ロマノス一世（九五九—九六三年）||ベルタ・エウドキア（プロヴァンス）
- (4) ヨハネス二世（一一一八—一四三年）||イレネ（ハンガリー）
- (5) マヌエル一世（一一四三—一八〇年）||①ベルタ・イレネ（ドイツ）②マリア（アンティオキア・イタリア）
- (6) アレクシオス二世（一一八〇—一八三年）||アグネス・アンナ（フランス）
- (7) アンドロニコス一世（一一八三—一八五年）||アグネス・アンナ（フランス）

(8) イサキオス二世（一一八五—九五年）＝マーガレット・マリア（ハンガリー）

(9) テオドロス一世（一一〇五—一二二年）＝①フィリッパ（小アルメニア）②マリア（ラテン帝国）

(10) ヨハネス三世（一二二二—五四四年）＝アンナ（ドイツ）

(11) テオドロス二世（一二五四—五八年）＝ヘレナ（ブルガリア）

(12) アンドロニコス二世（一二八二—一二八年）＝①アンナ（ハンガリー）②イレネ（モンテフェラ）

(13) ミカエル九世（一二九五—一三二〇年）＝リタ・マリア（アルメニア）

(14) アンドロニコス三世（一三二八—四一年）＝①イレネ（ブルンスヴィク）②アンナ（サヴォイ）

(15) アンドロニコス四世（一三七六—七九年）＝マリア（ブルガリア）

(16) ヨハネス七世（一三九〇年）＝エウゲニア（ジエノヴァ）

(17) マヌエル二世（一三九一—四二五年）＝ヘレナ・ドラガス（スラヴ・セルビア）

(18) ヨハネス八世（一四二五—四九年）＝①アンナ（モスクワ）②ソフィア（モンテフェラ）③マリア（トレビゾント）

(19) コンスタンティノス十二世（一四五九—五三年）＝①テオドラ（ザンテ）②カザリン（ジエノヴァ？）

もちろんこれら皇帝と外人女性との結婚は、政略結婚であるから、従来はその動機や必要性あるいは効果が、外交問題の立場から論じられてきた。しかしいまこれとは別の立場、すなわち結婚後その女性がビザンティン帝国でいかに扱われたか、コンスタンティノポリスの宮廷要人や市民がその女性へどのような反応を示したかという問題も考えねばならない。ここにビザンティン帝国における皇帝の外人妻への反応という、ひとつの問題がおこる。そしてこの反応には、二つの型が考えられる。ひとつはかの女たちを優遇した、いわば好意的反応である。これに対してかの女たちを殺害、失脚、他国への追い出し、あるいはかの女たちの出身地域・民族への攻撃・反感表明など、反抗的反応

もみられた。

いまここでわれわれが重視するのは、反抗的反応である。そこにはコンスタンティノポリスの宮廷あるいは市民の、またビザンティン帝国としての、皇帝外人妻を通じて相手国（民族）への対外感情が潜んでいるからである。この对外感情こそは、ビザンティン帝国のヨーロッパ諸国あるいは諸民族との関係を知るうえで貴重な手掛りにもなり得る。というのは、およそ国と国との間、民族と民族の間、都市と都市との間には、権力抗争、宗教上の対立、軍事衝突、経済面での競合、思想相剋などの各領域で対立ないしは衝突がみられる。しかしこれらの対立・衝突は表面に現われた現象であるが、その現象をもたらした要因として、各民族のなかに潜むいわゆる民族感情がある。この民族感情抜きにしては、いかなる対立・衝突現象の意味も解明を期待できない。とはいえた民族感情の実態は、記録等の史料に残るところはなはだ少なく、それ故民族感情を捉えることは難しい。

このような困難な制約を踏えつても、本稿ではビザンティン帝国の民族感情の一端を、皇帝外人妻への反抗という側面から見ようとするものである。そしてこの考察は、外人妻本人への反抗、外人妻出身地域・民族への反抗、外人妻改名の三つの面からおこなわれる。

## 一 外人妻本人への反抗

皇帝の外人妻本人へ向けられた反抗として次の四例があげられる。

第一は、マヌエル一世二度目の妻マリアに対する反抗である。マリアは、アンティオキア公コンスタンスの娘であったが、実は、その家系がイタリア出身であったので<sup>(4)</sup>、コンスタンティノポリスではマリアをイタリア出身の皇妃と考えていた。マリアは一一六九年息子アレクシオスを出産したが、マヌエル一世は一一八〇年死去した。その後

アレクシオス二世が即位したが、少年のため政権担当能力なく、コムネノス家のアレクシオスが実権を握り、マリアもアレクシオス二世を後見する立場をとった。そのためコンスタンティノポリスでは親イタリア的な傾向が目立ち始め<sup>(4)</sup>、小アジア側の土地所有者層からの反発も現われ、コンスタンティノポリスに対する分裂的傾向もみられた。この分裂的傾向に呼応して立ったのが小アジアのポントウス出身のアンドロニコスであった、かれは一八三年コンスタンティノポリスに攻めのぼり、マリアを含むおもな政権担当者を処刑した<sup>(4)</sup>。なおアレクシオス二世は、別のところで締め殺された<sup>(5)</sup>。

今回のマリアの処刑は、イタリア出身者によるコンスタンティノポリスにおける親イタリア政策に対する、小アジア側の農村に基盤をもつ有力者層の代表格コムネノス家のアンドロニコスによる反抗であつた。ビザンティン帝国では第一回十字軍以来、ヨーロッパ軍のバルカン・小アジア通過とそれにともなう同地域での食料掠奪などにより、ますますかれらへの反感が強くなってきた。その感情はマヌエル一世がマリアと結婚したあと一七〇年代よりさらに強く表わされ、ついに帝が死亡した一八〇年以後次のアレクシオス二世がフランス人アグネス・アンナと結婚したことともなって、ついに反乱となつて現われた。ここにコンスタンティノポリスにおける反ラテン感情を読みとることができよう。

第二は、ヨハネス三世が一二四四年（五二才）結婚したホーヘンシュタウヘン家のフレデリック二世の私生児コンスタンス（当時十二才）<sup>(6)</sup>への反抗である。かの女は結婚後アンナと改名したが、子供は産んでいなかつた。アンナとヨハネス三世の結婚生活は十年間続いたが、かの女の地位は法律上の配偶者より実際にはかなり下まつていたといわれ<sup>(7)</sup>、下女同様の扱いを受けていたらしい<sup>(8)</sup>。そしてアンナは、ヨハネス三世死後永く生き残つたが、晩年にはヴァレンシアで暮した<sup>(9)</sup>。アンナのニカイアにおける十年間の生活状況の詳細はからずしも明らかでないが、ここにニカイア宮廷要人の間でアンナに対してなんらかの反抗的な対応があつたと考えられる。するとヨハネス三世とアンナ

との結婚は、その動機においてはニカイア帝国とドイツ帝国との対立緩和を計るための政策であつたのであらうが、結果においてニカイア側のドイツに対する違和感を発露するところとなつた。

第三は、アンドロコス三世二度目の妻、サヴォイ出身のアンナへの反抗である。一三四一年アンドロニコス三世が死亡すると、皇帝位はアンナの息子ヨハネス五世に移つた<sup>(4)</sup>。しかしヨハネス五世は十才<sup>(4)</sup>の少年であつたため、後見役を必要とした。後見役を主張したのは、アンドロニコス三世時代より政権を実質的に運営していたヨハネス・カントクゼヌスであった。しかしアンナと総主教ヨハネス・カレクスがかれに反対したので、ヨハネス・カントクゼヌスは、一三四一年十月二六日ディディモティコスで皇帝位を宣言し<sup>(4)</sup>、ヨハネス五世と対立する姿勢を示した。そしてヨハネス・カントクゼヌスは、当時アトス山修道院を中心とする神秘主義的傾向をもつヘシカストス派の支持を得ていた<sup>(4)</sup>。ビザンティン帝国では両者の対立が続いたが、一三四七年ヨハネス・カントクゼヌスはコンスタンティノボリスに入り、ヨハネス五世の共同皇帝となつた<sup>(4)</sup>。この時アンナは政界から退いた。

アンナへの反抗には、二つの意味が考えられる。ひとつはヨハネス・カントクゼヌスは、家系上パライオロゴス朝開祖ミカエル八世の娘の一人イレネの孫娘イレネの夫である<sup>(4)</sup>。したがつてヨハネス・カントクゼヌスは、アンドロニコス三世亡きあと、ビザンティン帝国政権がサヴォイ出身アンナとその一派に移るのを予防するために現われたとも考えられる。なればこそかれは自分の娘ヘレナをヨハネス五世と結婚させ、みずからは「皇帝の義父」の地位につき<sup>(4)</sup>、また自分の息子たちとヨハネス五世の「共通の父」とも称した<sup>(4)</sup>。他のひとつはヘシカストス派がヨハネス・カントクゼヌスに味方したことである。これは十四世紀前半においては、キリスト教世界のなかでおそらくギリシア固有の色彩をもつ信条であったとおもわれる。したがつてここにごく限られた領域ではあるが、ギリシア人的な立場からアンナへの抵抗があつたとも考えられる。つまりアンナはギリシア人より反抗を受けた。

第四は、ヨハネス八世二度目の妻、イタリア人モンテフェラ家のソフィアへの反抗である。ソフィアは生来高い教

養を身につけていたが、その容貌はあまり魅力がなかった。そのためヨハネス八世はかの女に時には拒絶感を覚える程であった。またコンスタンティノポリス宮廷の要人たちもソフィアを孤独にさせるような扱いをしたといわれる<sup>回</sup>。そのためソフィアは、ついにガラタに居住していたイタリア人を頼り、かれらの助けを借りてイタリアに逃れ、晩年は修道院で暮した<sup>回</sup>。ヨハネス八世は、コンスタンティノポリスとローマの教会統合を意図してイタリアを訪れるなど親イタリアの姿勢を示したが、コンスタンティノポリス宮廷においては、イタリア人皇妃に対してかならずしも好意的ではなかつたことがここに指摘できよう。その意味で十五世紀前半において、ビザンティン帝国では、その外交政策の方針と、コンスタンティノポリス宮廷の感情の間に不調和があつたといえる。

## 二 外人妻出身地域・民族への反抗

皇帝の外人妻の出身地域あるいは民族への反抗として次の三例があげられる。

第一は、ユスティニアノス二世二度目の妻テオドラの出身民族カザル族への反抗である。ユスティニアノス二世は、六九五年ケルソネソスへ流されたが<sup>回</sup>その後復位の機会をねらい、カザル族と接近しその汗の妹と結婚してしまった<sup>回</sup>。この事實を知ったティベリオス二世はユスティニアノス二世をコンスタンティノポリスへ戻すように汗に要請した。汗はこの要請を受けようとしたが、ユスティニアノス二世は妻となつたテオドラの計いでクリミア半島を脱出した。かれは途中ブルガリアへ寄り、その軍勢の助力を得て、七〇五年コンスタンティノポリスを奪回し、復位した<sup>回</sup>。そしてユスティニアノス二世は、テオドラをコンスタンティノポリスへ招き、かの女に「アウグスタ」の称号を与えたが<sup>回</sup>、かの女は息子ティベリオスを出産した。この時点でユスティニアノス二世とテオドラとの結婚、かの女のコンスタンティノポリスへの招へいについて、市民側の反発はなかつた。しかしユスティニアノス二世は、ケル

ソネソス脱出のときかれを裏切ったカザル族への復讐を試み、遠征軍を派遣した。しかも遠征軍の首領バルダネスはカザル族と組み、小アジアへ遠征中のユスティニアノス一世の留守を見計ってコンスタンティノポリスへ戻り、これを占領した。ユスティニアノス一世は、コンスタンティノポリスへ帰える途中捕えられ殺された<sup>66</sup>。息子ティベリオスも殺されたが、テオドラの生息は不明であった。

つまりユスティニアノス二世にとって、妻テオドラはケルソネソス脱出にあたり協力者であったが、その父である汗と支配下のカザル族とくに軍団は敵対者であった。ここにテオドラという外人妻個人への対応と、かの女の所属する民族への対応との間に、ユスティニアノス一世にとって差異が感じられていた。

第二は、コンスタンティノス五世最初の妻イレネへの反抗である。イレネはコンスタンティノス五世との間に、将来レオ四世となる男子を生んだ。しかしコンスタンティノス五世は、のちにマリアとエウドキアという二人の女性と相次いで結婚した。とくにエウドキアは、クリストフォロス、ニケフオロス、ニケタス、エウドクスの四人の男子を生んだ。コンスタンティノス五世亡きあと、長男レオ四世が即位したが<sup>67</sup>、レオ四世に対しエウドキアの息子たちが抵抗した。レオ四世は、すでに父コンスタンティノス五世とともにその肖像が貨幣に彫られていていたので<sup>68</sup>、帝位継承者としての地位を占めていた<sup>69</sup>。そしてレオ四世は七七年総主教ニケタス立ち会いのもとに、息子コンスタンティノス（六世）を次期皇帝に定め、コンスタンティノポリスにテマ軍司令官、元老院議員、帝都守備軍司令官などを集め、「レオ・コンスタンティノスおよびその子孫以外の皇帝を認めない」と誓約させ<sup>70</sup>、また貨幣にはレオ四世とコンスタンティノス、祖父レオ三世と父コンスタンティノス五世の直系四代の肖像を彫らせた<sup>71</sup>。レオ四世のこれら一連の營みは、皇帝位がレオ三世以来直系卑属に伝わることを意図したものである。にもかかわらず、七七年五月エウドキアの二男ニケフオロスが反乱を企てた。反乱は事前に露見し、レオ四世はニケフオロスを陰謀の首領と判断し、ケルソネソスへ流刑に処した<sup>72</sup>。今回の反乱の企ては、レオ四世がカザル族の女性の子であるため、帝位をギリシア

人の血統に継がせる意図のもとになされたと思われる。レオ四世は七八〇年三十才で死亡し、息子コンスタンティノス六世が即位したが、この時もエウドキアの息子たち、すなわちレオ四世にとって義弟、コンスタンティノス六世にとって叔父が反抗したが、レオ四世の末夫人イレネの措置により反乱は未然に防がれた<sup>60</sup>。ここにもカザル族の血統に対するコンスタンティノボリス皇室一派の反抗がみられる。

第三は、テオドロス一世の二度目の妻フィリッパへの反抗である。フィリッパは小アルメニア（小アジア東南部キリキア地方）の君主レオ二世の姪にあたり、一二一四年テオドロス一世と結婚し、息子コンスタンティノスを産んだ。しかしながらの女は一年後には離婚した<sup>61</sup>。そしてテオドロス一世は、離婚後間もなく（一二一五・六年頃）ラテン帝国皇帝ヨランデの娘マリアと三度目の結婚をした<sup>62</sup>。

今回のフィリッパのテオドロス一世との結婚と離婚とは、まさにニカイア帝国の外交政策の転換を反映したものといえよう。すなわち両者の結婚は、ニカイア帝国が一二一一年リンダクス川の戦いでラテン帝国に敗れて以来、東方諸国への依存度が強くなつた時におこなわれた。しかもニカイア帝国のすぐ東側にはイコニウムに拠点をおくスルターン国があり、帝国はこの国をも牽制する必要があった。その意味でニカイア帝国は、小アルメニアと提携する必要があり、テオドロス一世がフィリッパと結婚したと考えられる。ところが一二一四年末ニカイア帝国とラテン帝国との間に協定がニンファエムで結ばれた。そこには両国の国境線が画定され、小アジア西北部はラテン帝国の領有とするが、他のセルジュク・トルコとの国境にいたるまでの地域はニカイア帝国の領有とするものであった。しかも両帝国は互いに相手側を倒す程の軍事力を持つていなかつたので、両者の無戦状態を維持するためには、テオドロス一世にとってラテン帝国の女性と結婚しておく必要があった。その意味でテオドロス一世は、フィリッパを結婚後一年にして、しかも息子を産みながらもあえて離婚に踏みきつたと考えられる。もちろんこの場合ニカイア帝国と小アルメニアとの間に敵対関係が生じたとは、かならずしもいえない。したがつてフィリッパは、ニカイア帝国の外交上

の都合により、テオドロス一世と結婚し、また離婚したのであり、外交政策の犠牲者であったといえよう。

### 三 外人妻の改名

ビザンティン帝国では、皇帝が外国人女性と結婚した場合、その女性の名をギリシア風に改めさせたことがある。いまその例を年代順に示すと次のとおりである。すなわちカザル出身でエスティニアノス二世の妻テオドロ<sup>16</sup>、コンスタンティノス五世の妻イレネは<sup>17</sup>、いずれも生来の名（かららずしも明らかでない）を捨ててギリシア風に改めた。プロヴァンス出身のベルタはロマノス二世の妻になるとエウドキアに<sup>18</sup>、ドイツのスルズバッフ出身のベルタはマヌエル一世と結婚後イレネに<sup>19</sup>、フランス王ルイ七世の娘アグネスはアレクシオス二世と結婚後アンナに<sup>20</sup>、ハンガリー出身のマーガレットはイサキオス二世と結婚後マリアに<sup>21</sup>、アルメニア出身のリタはミカエル九世と結婚後マリアに<sup>22</sup>、セルビア出身のドラガスはマヌエル二世と結婚後ヘレナに<sup>23</sup>、それぞれ名を改めた。その他の外人妻も、もとの名はかならずしも明らかではないが、結婚後はすべてギリシア風の名を使用している。するとここに外人妻が結婚後その名を改めたのは何を意味するのか、という問題がおこる。この問題については次の二つのことを考えておかねばならない。

ひとつは、ビザンティン帝国における皇帝の外人妻容認である。とにかく帝国では十九人の皇帝に対して、外人妻が二五人（延二六人）も入っている。しかもそのうち二二人は第一回十字軍（一〇九六年）以降に現われている。これは帝国の歴史からみれば、一〇二五年頃まで帝国領域はバルカンと小アジアを基本にしながら東地中海諸島を含んでいたのが、十一世紀後半にセルジュク・トルコが東方に現われて以来、帝国領域は小アジア側で侵蝕され、そのため帝国がトルコ軍への反撃を西ヨーロッパ諸国の軍隊に依存したことに始まる。十字軍がバルカンと小アジアを通過

するごとに、ビザンティン帝国とこれら関係諸国の王や諸侯との接触も多くなり、その結果帝国と西ヨーロッパ諸侯との婚姻も多くなつたと考えられる。もちろん各結婚の事例をみると、その成立事情はそれぞれ異つてはいるけれども、ビザンティン帝国では皇帝がこれだけの女性を妻として受け入れたのである。したがつてビザンティン帝国では、十二世紀以降、西ヨーロッパを中心とした外国人女性を皇帝の妻として迎えることが、比較的の寛容に扱われていたと考えられる。ただしこれらの場合、女性の名前はギリシア風に改めさせた。つまり外人妻のギリシア風改名は、皇帝との結婚後は、その女性を一応ギリシア人としてすなわちビザンティン帝国の一員として扱うことの証しであったともいえよう。

改名にともなうもうひとつの問題は、外人妻の出身地で使用していた名称の使用の拒否である。ビザンティン帝国皇帝の妻になったのであるから、その女性がビザンティン流すなわちギリシア風の名に改めるのは当然であるが、このことは裏を返せば結婚前の名前を捨てさせるか、あるいはすぐなくともその使用を認めないとということである。この女性の婚前の名前を認めないと、その名前が負うところの出身地や民族の文化の面影を一応拒むということになろう。つまりビザンティン帝国では皇帝に外人女性を妻として迎えるが、その出身地であるカザル、フランス、ドイツ、イタリア、ハンガリーなどの要素の入った名前は認めないと、ということである。このことは、ビザンティン帝国がこれら外人妻出身地や民族にかららずも挑戦したわけではないが、ある種の文化的抵抗をみせたとはいえるであろう。つまりコンスタンティノポリスの宮廷においては、外人妻婚前の名称を使用させないことによつて、これら諸國諸民族とは別の存在であることが、つよく意識されていたようである。なかでもヨハネス二世の妻となつた、ハンガリー王ラディスラフの娘は、結婚後イレネと名乗つたが、死後は「クセネー（外国人の意味）」という送り名を与えられた<sup>64)</sup>。これは、かの女の生存中はコンスタンティノポリス宮廷においてビザンティン皇室の一員として扱われたにもかかわらず、死後は帝国皇室とは別の存在と見做されたことを示すものである。ここにコンスタンティ

ノボリスにおけるビザンティン帝国側の民族感情が現われたともいえる。

これら二つのことをあわせ考へると、ビザンティン帝国においては、外人女性を皇帝の妻として迎えることは時代の要求するところである程度止むを得ないところであったが、その際外人妻の名前をギリシア風に改めさせることによつて、ビザンティン帝国の独自性を確認し、また外国との相異性を認識したといえる。この外国とくに十二世紀以降にみられたドイツ、フランス、ハンガリー、セルビアとの接触は、十字軍の出発地あるいは通過地との関連のなかで生じたものであろうが、ビザンティン帝国はこれらの軍事的圧力に耐えながらも、改名によつて抵抗を試みた。

## 結語

叙上のとおり、ビザンティン帝国では十九人の皇帝が二五人の外国人女性を妻として迎え入れた。そのうち本稿では、外人妻への反抗を考察対象とし、まず外人妻本人への反抗四例、外人妻の出身地・民族への反抗三例を中心にして、外人妻の改名八例と「クセネー」一例を加えて考察した。そしてこれらの実例のなかより、コンスタンティノボリス宮廷を中心としたビザンティン帝国の对外感情を見出そうと試みた。ただし実例があまりにも少ないので、これをもつてビザンティン帝国の对外感情を一般的に論ずることは許されない。しかし对外感情の一端をうかがうことは可能である。

皇帝の外人妻に対するこれだけの反抗は、コンスタンティノボリスにおいて外国人への拒否感情があつたと考えられる。ビザンティン帝国は、七世紀以来その民族構成をみると、ギリシア人、トラキア人、イリュリア人、スラヴ人、アヴァール人、ブルガール人、アルメニア人などを含む複合民族国家であつた<sup>(4)</sup>。また帝都コンスタンティノボリスは、六世紀にはその人口二五万ないし三七万人を擁したが<sup>(5)</sup>、その後減少をみたとはいえたが巨大都市の觀を呈して

いた。そしてコンスタンティノポリスにはギリシア人をはじめさきの諸民族の他に、帝国領外のイタリア、フランス、ドイツ、ウクライナ、ハンガリーなどの地域から商人が入っていた。したがつてコンスタンティノポリスは、異民族の流入が多く、また異文化の接触、交流のはげしい場所であった。現実にこうした異文化接触がみられるコンスタンティノポリスにおいて、皇帝の外人妻に対しては叙上のごとき反抗がみられたのは、その現実とは別個に、皇室内においてあるいは帝都住民の気持のなかには、ある意味での外国人への拒否感情が潜んでいたと考えられる。

こうした拒否感情は、まずマヌエル一世の妻マリアの処刑と、ユスティニアノス二世が妻テオドラの母国カザル族を討つたことに、最も顕著に現われた。アンドロニコス三世の妻アンナが息子ヨハネス五世の後見の立場を追われたのは、ヨハネス六世とヘシカストス派のギリシア人による反抗であった。皇帝外人妻追い出しの例は、ヨハネス三世の妻アンナのヴァレンシア移住、テオドロス一世の妻フイリッパの離婚、ヨハネス八世の妻ソフィアのイタリア移住などにみられた。コンスタンティノポリスにおける外人妻への抵抗は、本人の死後におよび、コンスタンティノス五世の妻イレネの子レオ四世と孫コンスタンティノス六世の即位に対する反抗、ヨハネス二世の妻イレネの死後「クセネー」称号の贈与はその例であった。また外人妻のギリシア名への改名は、反抗とはい難いまでも、コンスタンティノポリスにおける外國へのささやかな抵抗であった。このように外人妻本人の殺害から、その所属民族への攻撃、他国への追い出しを経て、改名にいたるまで、程度や型の違いはあるにしても、これらはすべてコンスタンティノポリスの宮廷や市民の外国人拒否感情の現われであると考えられる。

コンスタンティノポリスでは、皇帝の外人妻二五人全員に対して拒否感情が示されたわけではない。本稿で考察しなかつた外人妻については、かの女たちの一部には若死したこともあり、また皇帝本人に比べて妻については記録が少ないところから、かららずしも外人妻の詳細が知り得ない、もちろん外人妻のなかには、コンスタンティノポリス宮廷で好意的に待遇を受けた場合もある。したがつてこれらの事例も検討しなければ、ビザンティン帝国皇帝の外人

妻くの反応を総合的に論じるにはまだやむなし。しかしもは、その外人妻くの反抗の一例のみを指摘したに済んだ。  
たゞ、妻くは、帝国における皇帝の外人妻問題について、婚姻成立當時の帝国と相手国との関係を含めて、別稿で論ずる所とする。

注

- (1) Cambridge Medieval History, IV-1 (Cambridge, 1966), 789-797. (=CMH).
- (2) *Nicetae Choniatae Historia*, recensuit Joannes Aloysius von Dieten, CFHBII (Berlin, 1975).  
*O City of Byzantium, Annals of Niketas Choniates*, by Magoulias, H. J. (Detroit, 1984), (*Annals of Niketas Choniates* ～<sup>アラビア語訳</sup> 66).
- (3) Vasiliev, A. A., *History of the Byzantine Empire* (Madison, 1952), 379.
- (4) *Annals of Niketas Choniates*, 148-149.
- (5) Ibid., 152.
- (6) *Nicephori Gregorae Byzantina Historia*, cura Ludovici Schopeni, II, 7, CSHB [6] (Bonn, 1829), 45.  
Ibid., II, 7, CSHB [6], 45.
- (7) Nicol, D. M., ‘The Fourth Crusade and the Greek and Latin Empires. 1204-61’, CMH, IV-1, 316.
- (8) Vasiliev, A. A., op. cit., 529.
- (9) *Nicephori Gregorae Byzantina Historia*, XI, 11, CSHB [6], 560. Charanis, P., ‘An Important Short Chronicle of the Fourteenth Century’, *Byzantion* (=B), 13 (1938), 344.
- (10) Charanis, P., op. cit., B. 13 (1938), 344.
- (11) Ostrogorsky, G., *History of the Byzantine State*, trans. by Hussey, J., (New Brunswick, 1969), 511.
- (12) Clucas, L. M., ‘Eschatological Theory in Byzantine Hesychasm: A Parallel of Joachim da Fiore?’ *Byzantinische Zeitschrift* (=BZ), 70 (1977), 324-346. Ostrogorsky, G., ‘The Paleologi’ CMH, IV-1, 358.
- (13) ルテニアの外人妻くの反抗

- (14) Grierson, Ph., *Byzantine Coins* (London, 1982), 380, Pl. 81 [1296].
- (15) Dynasty of Palaologus, *CMH* IV-1, 797.
- (16) Ostrogorsky, G., *History of the Byzantine State*, 520-522.
- (17) *Ducæ Historia Byzantinae*, 20 CSHB [21], 100.
- (18) Ibid., 100. vasiliev, A. A., op. cit., 588.
- (19) *Theophaniis Chronographia*, ed., de c. Boor (Lipsiae, 1883), 368.
- (20) Ibid., 373.
- (21) Ibid., 374-375.
- (22) Ibid., 375.
- (23) Head, C., ‘Towards a Reinterpretation of the Second Reign of Justinian II: 705-711’, *B.* 40 (1970), 30, n. 1.
- (24) *Theophaniis Chronographia*, 449.
- (25) Grierson, Ph., op. cit., 157, Pl. 35 [638].
- (26) *Theophaniis Chronographia*, 449.
- (27) Ibid., 449.
- (28) Grierson, Ph., op. cit., 157, Pl. 35 [639].
- (29) *Theophaniis Chronographia*, 450-451.
- (30) Ibid., 454. Ostrogorsky, G., op. cit., 177.
- (31) Nicol, D. M., op. cit., *CMH*, IV-1, 320. n. 1.
- (32) Ostrogorsky, G., op. cit., 430.
- (33) *Theophaniis Chronographia*, 373.
- (34) Ibid., 410.
- (35) Gregoire, H., ‘The Amorians and Macedonians 842-1025’, *CMH*, IV-1, 147.
- (36) *Annals of Niketas Choniates*, 32. n. 139 (375).
- (37) Ibid., 153. 183.

- ⑧ Ibid., 203, n. 1070 (396).
- ⑨ Vasiliev, A. A., op. cit., 584.
- ⑩ Ibid., 586.
- ⑪ Moravcsik, G., 'Hungary and Byzantium in the Middle Ages', *CMH*, IV-1, 580.
- ⑫ 細木貞臣『ハンガリヤー時代の研究』(三川出版社 一九八一年) 111頁—147頁。
- ⑬ 米田治泰『匈牙利帝国』(角川書店 一九七七年) 111頁。
- 本稿は平成11年度文部省交付科学研究費補助金「総合研究(A)」((○111○1○巨丸) はるかの研究成果の一端である。  
——文部省教授——